昭和53年6月5日 513号

千代田区のおしらせ

東京都千代田区役所(九段南一丁目6番11号)電話(264)0151(大代表)郵便番号102

緑あふれる街に

— 苗木の即売会 —

窓辺の草花、庭の草木、グリーンベルトや街路樹の緑……どれも私たちの心をなごませてくれます。

「千代田区に緑をもっとふやしていこう」と、区では、5月15日から24日にかけて植木用の土の無料配布と苗木の即売会を実施しました。

植木用の土は黒土と赤玉、12か所の会場とも配布を始めてから1時間ほどでなくなってしまい、土への愛着のほどがうかがわれました。

苗木の即売会は、区内4か所の公園で開かれ、集まったひとたちは会場いっぱいに並べられた草花や植木の中から、自分の好きな草や木を選んでいました。

値段は市価の2、3割安とあって「予定よりも多く買ってしまいました」という声も聞かれました。

千代田区を「活気と安らぎのある調和のとれたまち」に

長期総合計画基本構想 区長に答申される

昭和六十年代半ばの千代田区のあるべき姿を描く、千代田区長期総合計画の「基本構想」が、審議会による検討を終え、去る五月二十日、遠山区長に答申されました。

長期総合計画審議会は、東京大学教授井上孝氏を会長として、区内関係団体の代表者等で構成され、昨年八月、区長から基本構想についての諮問を受け、以来九回にわたり検討を重ね、今回の答申に至ったものです。

区では、この答申について今後区議会に提案するとともに、区民の皆さんにも内容を詳細にご紹介することにしていますが、そのあらましは、つぎのとおりです。

答申された「基本構想」は、千代田区が抱えている環境の悪化や人口の減少などの問題を、将来に向って解決し、千代田区が区民にとって住みよいまちにしていくためにはどうしたらよいかについて、その基本的方向を示しています。

そして、将来にわたる千代田区のまちづくりの基本目標を「活気と安らぎのある調和のとれたまち」とし、この目標に向って各種のしごとを総合的・計画的に行うための基本的考え方を述べています。

長期総合計画基本構想の答申を受ける遠山区長（写真左）

長期総合計画の必要性

千代田区にとって重要な課題である夜間人口の減少防止・生活環境の改善・区民の福祉向上などを実現するには、長期的な視野に立って総合的な施策を行っていく必要があり、そのためには、ぜひとも長期総合計画の策定を急がなければならない。

区と区民との理解協力が必要

区民生活の真の豊かさを実現するためには、区と区民がお互いに理解・協力し、一体となって区民福祉の向上にまい進する必要がある。

基本目標

千代田区は、交通手段や文化・教育環境等で他区に見られない利点があり、また、職場に近いという立地条件から、職住近接の可能性もあり、都市としての魅力に富んでいる。しかし反面、公害や緑の減少など生活環境の悪化も著しい。

このような千代田区に、将来、公害や緑の減少など、行き過ぎた都市化の弊害を是正し、区民福祉の向上をはかって福祉社会をうち立てることができれば、千代田区は、住むまち、住めるまちに、また魅力ある安らぎのあるまちとして再生し、おのずから夜間人口も回復し、さらに活気あるまちとして再生するはずである。

そして、都市機能はすべて、日常の区民生活を中心として、あらゆる機能が調和を保ちつつ円滑に営まれることが必要である。

このような考えから、「活気と安らぎのある調和のとれたまち」を基本目標とする。

目標年次と人口規模

目標の年次を昭和六十年代半ばとし、目標年次の主な指標を夜間人口八万人、世帯数三万五千世帯と想定する。

施策の大綱

都市基盤

区内での都市活動と日常の区民生活との調和を考えていかなければならない。

従って諸活動の共通の基盤である土地の計画的・効率的な利用をはかることが重要で、中でも再開発等による土地の合理的高度利用を促進する必要がある。

区民生活

区民生活をつぎの十の領域に分け、それぞれについて基本的施策を示すが、この中で特に太字の領域について重視する必要がある。

1住居　2快適　3利便　**4健康　5安全**　6学校教育　7社会教育　8余暇　**9消費　10社会福祉**

（答申では以上の各領域ごとに目標を設定しています）

中小企業

千代田区の中小企業対策は、商業・工業それぞれの業種・業態に応じた産業振興であるが、それだけではカバーできない多面性を持っており、まちづくりの一環として考えていくことも必要である。

そして、このような施策を行うに当っては、かなりの区民がこれらの企業によって生計を維持している現実をもふまえながら、施策を展開する必要がある。

目標実現のための体制

この「基本構想」に示した目標を実現するためには、区政がこの構想にふさわしい形で機能していくことはもちろん、区民の区政への参加、自治権の拡充、国や都、民間団体などとの緊密な協力、区役所の執行体制の整備を図っていかなければならない。

心身に障害のあるひとにタクシー料金を補助

区では、心身に障害のあるひとが、気楽にまた安心してタクシーを利用できるように、個人タクシー組合と協定し「福祉タクシー利用券」を発行（年間四十八枚）して、乗車料金の一部を補助しています。

このタクシーは、車いすの方でも乗車でき、利用方法は簡単ですので、利用を希望するひとは、係まで申請してください。

利用できるひと

①「身体障害者手帳」を持っていて、下肢・体幹・内部障害一・二級、視力障害一級のひと

②「愛の手帳」を持っていて、障害の程度が一度のひと

③脳性まひ、進行性筋萎縮症と難病（区が指定した三十疾病）のうち、いずれかに該当するひと

利用方法

利用できるタクシーは、下図に示した「デンデン虫マーク」と「ちょうちんマーク」の付いた個人タクシーです。

利用するときは、電話で呼び出すか、または街頭で図のマークの付いた車を止めて、乗車してください。

そのとき、運転手さんに利用券を一枚渡せば、メーター料金から三百三十円（基本料金）を差引きます。

なお、利用券は、一回につき一枚に限り使用できます。

申込方法

本人または代理人が、障害程度を証明する手帳などと本人の印鑑を持参して、申込みをしてください。

その場で利用券二十四枚（六か月分）をお渡しします。

申込み・問合せ

厚生部福祉課厚生係

このマークのタクシーに使えます

東京都個人タクシー協同組合
☎383－3111

日本個人タクシー連合会
☎949－6011

52年度の財政状況から①

区の財政は、法律と区の条例によって、毎年二回、上半期（四月～九月）と下半期（十月～翌年三月）に分けて、その状況を公表することになっていますが、五月一日、昭和五十二年度下半期の財政状況が公表されました。

そこで、今回から三回に分けてその主な内容をご紹介します。

昭和五十二年度当初予算の総額は百四十七億九千三百二十五万円、二回の補正予算と昭和五十一年度からの繰越明許費を加えて、最終予算額は百五十七億三千三百六十五万円です。

これに対し、昭和五十二年三月二十一日までに収入済となった金額は百四十六億二千三百十八万円で収入率は九二・九％、支出済額は百二十六億八千七百六十八万円で支出率は八〇・六％、それぞれの内訳は図1のとおりです。

図2は、歳入の内訳について、千代田区と二十三区全体を比較したものです。（昭和五十二年度当初予算）

千代田区では、歳入の六割を特別区税が占め、諸収入、国・都支出金が一割前後となっています。

二十三区平均では、特別区税の割合が低くなり、特別区交付金、国・都支出金の割合が高くなっています。

千代田区と同じように、特別区税が歳入の五割以上を占めているのは中央、港、世田谷、渋谷、杉並の六区です。また、三割以下の区は墨田、江東、北、荒川、板橋、足立、葛飾、江戸川の八区で、これらの区では特別区交付金の割合が三割前後と高くなっています。

図1．昭和52年度歳入・歳出状況（53月３月31日現在）

●歳入　予算額合計 157億3,365万円
収入済額合計 146億2,319万円　収入率 92.9%

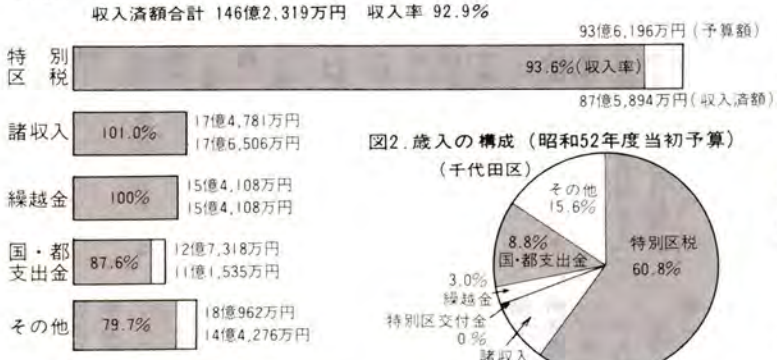

●歳出　予算額合計 157億3,365万円
支出済額合計 126億8,767万円　支出率 80.6%

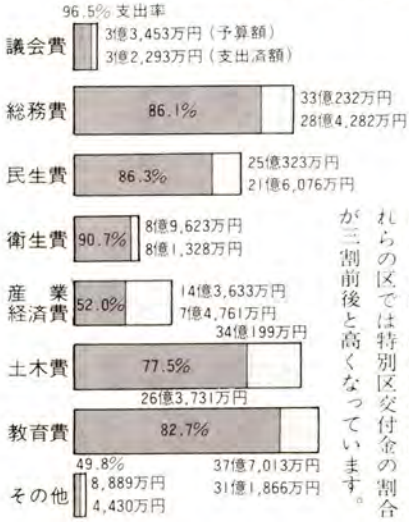

図2．歳入の構成（昭和52年度当初予算）

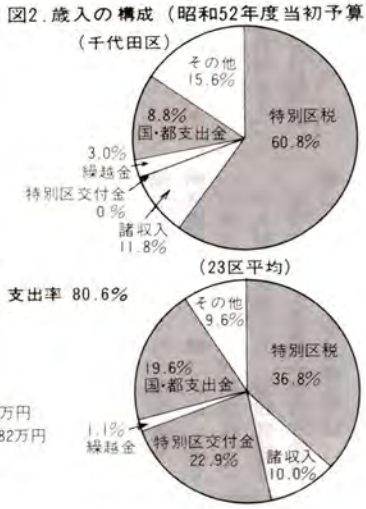

夏の行楽に
海の家を開設

区民海の家（外房天津小湊）……区民対象

国保海の家（内房富浦）……国保加入者対象

区では、みなさんの夏の行楽に役立ててもらおうと、区民ならばだれでも利用できる「区民海の家」と、千代田区の国民健康保険に加入しているひとが利用できる「国保海の家」を開設します。

「区民海の家」は外房の天津小湊に、「国保海の家」は内房の富浦にそれぞれ開設されます。どちらもご家族連れで安心して利用できるように、きれいな海を選びました。

また、施設は区が民宿を借上げますから、たいへん安い料金で利用できます。

区民海の家〔7月15日▶8月26日〕

申込みは6月13日

千代田区に住んでいる方ならだれでも利用できる「区民海の家」を、七月十五日から八月二十六日まで、外房の天津小湊に開設します。天津小湊の壮大な眺望ときれいな海、そして名所旧跡など、ご家族連れで楽しめます。

期　間　七月十五日(土)から八月二十六日(土)まで

場　所　千葉県安房郡天津小湊町天津城崎海水浴場

規　模　三人部屋　一室
四人部屋　四室
六人部屋　一室

利用資格　千代田区民

利用料金　一泊二食、千九百円（四歳以上、ただし、三歳以下のこどもでも食事を希望するときは料金が必要です）

宿泊日数　二泊三日以内

申込める人数　申込者一人につき三名以上十名まで（二室以内）

申込みは抽せんで

抽せん日　六月十三日(火)　午前十時から（抽せん券は、抽せん日の午前九時から十時まで、抽せん会場でお渡しします）

抽せん会場　千代田区公会堂

あき室の申込み　抽せん後、あき室がある場合は、利用日の三日前まで、毎日区民課で受付けます。

問合せ　くわしいことは区民課区民係まで問合せてください。

国保海の家〔7月18日▶8月28日〕

申込みは7月7日

「国保海の家」は、区の国民健康保険に加入しているひとを対象に、七月十八日から八月二十八日まで、内房富浦の多田良海岸に開設します。

富浦の多田良海岸は、遠浅でこども連れでも安心して海水浴や磯遊びが楽しめます。

（海水浴用具・ゴムぞうり、ビーチパラソルなどは用意してあります）

期　間　七月十八日(火)から八月二十八日(日)まで

場　所　千葉県内房富浦多田良海岸、民宿「富士屋」（駐車場有）

規　模　六畳五室、十畳一室

利用資格　千代田区国民健康保険に加入している世帯

利用料金　一泊三食、二千三百円（三歳以下で食事をとらないときは無料）

宿泊日数　二泊三日以内

申込める人数
・二人以上の国保加入世帯単位
・利用回数は一世帯一回

申込みは抽せんで

抽せん日には、保険証と印鑑をお持ちください。

抽せん日　七月七日(金)　午後一時三十分から（抽せん券は、抽せん日の午後一時から一時三十分まで、抽せん会場でお渡しします）

抽せん会場　区役所十階会議室

あき室の申込み　抽せん後、あき室がある場合は、利用回数および人数に制限なく、国民健康保険課の窓口で先着順に受付けます。

●一部はハガキで受付け

仕事の都合などで、抽せんに参加できないひとのために、往復ハガキによる申込みをつぎのように受付けます。

ハガキで申込める日（各日とも一室分）　七月十八日(火)から八月十日(木)までの二十五日間

申込方法は、往復ハガキに左の記載例に従って記入し、七月三日(月)（消印有効）までに国民健康保険課へ郵送してください。

七月六日(木)午前十時から国民健康保険課で抽せんを行い、ハガキで結果をお知らせします。当せんしたひとは利用日の三日前までに印鑑を持参して手続きをしてください。

なお、一般の申込みとハガキによる申込みは併用できません。

ハガキの記載例

国保海の家申込
1．利用希望日
(1)第1希望　月　日から　泊　泊
(2)第2希望　月　日から　泊
(3)第3希望　月　日から　泊
2．利用人数
3．保険証番号
4．住　所
5．氏　名
6．電話番号

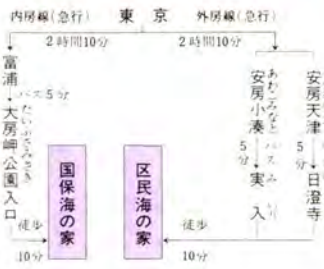

問合せ・ハガキの郵送先

〒102千代田区九段南一―六―十一
千代田区役所国民健康保険課

区立住宅（猿楽町）あき家入居者募集

用紙交付・受付は

6月22日→7月1日

区立住宅のあき家入居者を、つぎのとおり募集します。

募集戸数は四戸で、入居者は抽せんにより決定します。

募集住宅 猿楽町住宅（猿楽町一―六―九）

募集戸数 四戸

間取 二K（四・五畳、三畳、台所、トイレ）

使用料（月額） 一万二千百円～一万二千四百円

応募資格

・昭和五十一年七月十日以前から引続き区内に住んでいること

・住宅に困っていること

・同居する親族がいること（入居人員は二名ですが、未就学児がいる場合は三名まで）

・応募世帯の昭和五十二年中の所得（給与所得者は給与所得控除後の額）が五十六万四千円以上九十七万二千円以下（扶養親族一名につき二十四万円を加算）

応募方法

六月二十二日(火)から七月一日(土)まで各出張所と区民課の窓口で申込書を配布します。

申込書に必要事項を記入し、収入証明書を添え、住民登録をしてある出張所に申込んでください。

受付期間 七月一日(土)まで

抽せん 七月十日(月) 午前十時から会場は区役所六階会議室

問合せ 区民課区民係

和泉町公園(仮称)設計案まとまる

六月十四日説明会を開催

区では、(仮称)和泉町公園の造成について、地元のみなさんのご要望を聴き、相互に意見を交しながら、技術面をも考慮し設計を進めてきました。

その設計案がまとまりましたので、つぎのとおり説明会を開催します。多数ご出席ください。

とき 六月十四日(水) 午後二時から四時まで

ところ 和泉橋区民会館

問合せ 公園河川課工務係へ

特別区民税・都民税

一期分の納期限は六月三十日

昭和五十三年度の特別区民税・都民税（普通徴収分）の納付書を、六月十日に郵送します。

一期分の納期限は六月三十日(金)です。忘れずに区役所、出張所、近くの金融機関に納めてください。

納期前に納めると報奨金が出ます

特別区民税・都民税は、一年を四期に分けて納めますが、納期前に納めると、前納した月数と税額に応じて報奨金をお支払いします。

前納報奨金は、区役所、出張所、銀行、信用組合、信用金庫で納めたときはその場でお支払いします。

郵便局で納めたときは、お手数ですが、領収書と印鑑を持参して区役所の税務課へ請求してください。

なお、報奨金は、期別の税額が二十五万円を越える場合は、その越えた金額は切捨てて計算します。

また、報奨金の額が三十円未満のときは、支払われません。

自動的に納税できる便利な口座振替

忙しいひとや留守がちなひとは、つい税金を納め忘れて納期を過ぎてしまうこともあります。

このようなことのないよう、金融機関の預金口座から自動的に納税できる〝口座振替〟をご利用ください。

手続きは、口座のある金融機関へ税金の納付書と印鑑を持参して申込むだけで済みます。

納税が困難なとき徴収の猶予と減免

病気や火災などで出費がかさみ納税が困難なとき、徴収の猶予（納期にこだわらず何回かに分けたり、納入を先に延ばす）の制度や、失業したりして収入がなくなったときには税額の減免（税金の一部または全部の減額）の制度もあります。

特別区民税・都民税についてくわしいことは、税務課課税第一係に問合せてください。

なお、徴収猶予については税務課徴収係へどうぞ。

区長にひとこと電話でどうぞ!!

「ハイ！区長です」

毎月1日と15日

午前10時から正午まで

☎264-0151

区政に対する意見・要望・提案などがありましたら、お気軽にダイヤルして、区長と直接お話ししてください。

受付日 毎日1日・15日の午前10時から正午まで（この日が日曜・祝日の場合は、翌日になります。）

電話するときは264-0151（区役所代表番号）にかけて、「〝ハイ！区長です〟の係へ」と交換手に告げてください。すぐ、区長室につながります。

なお、なるべく多くのみなさんに利用していただくため、電話はひとり2通話（6分）程度でお願いします。

サークル・グループ活動に講師を派遣します

区内には、お母さん方が集まりテレビ番組を活用して勉強会を開いたり、聞き方・話し方を勉強しているグループや、区の講座に参加して、講座が終ってからも受講生が自主的に研究活動や文化活動を続けているグループもあります。

区の教育委員会では、このように自主的な学習・文化活動を援助しようと、区内のサークルやグループなどに、それぞれの活動内容に合わせて講師や助言者となるひとを派遣しています。

みなさんの自主活動を進めていくうえで「専門的な意見を聞きたい」とか「学習会を開きたいが助言者がいない」「講演会を開きたいが講師に心当りがない」などというとき、この制度をご利用ください。

対象となる団体

・会員が十名以上のグループで、その半数以上が区民であること

・学習会などが一回二時間程度で、年間六回以上計画していること

ただし、千代田区から補助金や他の団体から講師謝礼の補助を受けていたり、営利を目的にした団体、政治・宗教活動を主たる目的とした団体は対象になりません。

申込み・問合せ

講師派遣を希望するときは、社会教育課文化係に申込んでください。

サークル会員を募集

区内には、自主的に活動しているサークルが多くありますが、つぎのサークルで会員を募集しています。

千代田お母さんの勉強室

NHK「お母さんの勉強室」を各自が視聴し、月一回会員が集まり講師を中心に勉強しています。

学習は毎月一回、社会教育会館で午前十時から十二時まで、会費は月五百円程度です。

連絡は☎291―〇四七八へ。

聞き方・話し方教室

日常生活をより豊かなものにしていこうと、聞き方・話し方を勉強しています。

教室は毎月一回神保町区民会館で、午後六時三十分から八時三十分まで、会費は月五百円程度です。

連絡は☎866―三六四八へ。

寄付

金　五万七千二百五十円

社会福祉事業資金として

千代田区商店街連合会殿

国民年金のかけ捨てを防ぐ
年金保険料の免除制度

国民年金は、ある一定期間保険料を納めて、将来、年金を受けるわけですが、生活が苦しかったり、病気やケガなどで所得がなくなったりして、保険料が納められなくなることがあるかもしれません。

だからといって、そのまま保険料を納めないでいると、将来、年金を受けられないこともあります。

国民年金には、こうした〝かけ捨て〟を防ぐため保険料免除の制度があります。（任意加入は対象となりません）

保険料の免除を希望するひとは印鑑を持参して、国民年金課で手続きをしてください。（七月三十一日までに手続きをした場合は、この四月分から免除されます）

なお、この申請は三年間有効ですから五十一年度、五十二年度に千代田区で手続きしたひとが、引続き免除を希望するときは、新たに手続きをする必要はありません。

青果物消費者サービスデー
6月15日（木）
青いノボリの八百屋さんで

豚肉の産地直送販売
6月9日（金）
黄色のノボリの肉屋さんで

魚の消費者サービスデー
6月14日（水）・28日（水）
濃紺のノボリの魚屋さんで

☆☆☆飼犬の管理にご注意ください☆☆☆

最近、犬にかまれて大けがをするひとがふえています。

特にこどもの事故は、重傷となることが多いので、飼主はもちろん保護者の方も、つぎのようなことに十分注意してください。

●飼主は、犬を放し飼いにしない

●犬は、道路や家の入口など、ひと通りの多いところを避けて、安全な方法で安全な場所に、くさりを短かめにしてつなぐ

●運動不足の犬はストレスが起こるので、一日一回は散歩させる

●散歩中は引綱を短かめにもち、ひとが近づいたら足元に引寄せる

●犬のふんは必ず飼主が始末する

●大型犬は十分扱いができるひとが散歩させる

●必ず年一回の登録と、春・秋二回の狂犬病予防注射を受ける

●ハエや蚊を駆除し、犬小屋の掃除をする

●汚れた食器でえさを与えたり、日陰のジメジメしたところで飼わない

6月の休日診療当番医

11日	福田医院　五番町6　☎261-8727 小田医院　練塀町3　☎251-3834	25日	小川医院　飯田橋1-10-7　☎261-1413 山下小児科医院　外神田5-6-16　☎831-8817
18日	柳下医院　平河町1-7-14　☎261-1261 加賀小児科医院　神保町1-35　☎291-9951		

●診療時間は午前9時から午後5時までです。
●健康保険証は必ずお持ちください。
●休日診療についての問合せは、いつでも区役所か出張所へどうぞ。

救急

夜間・休日の急病は

夜間や休日に急病になったときは、つぎのところへ連絡してください。病院などを紹介します。

消防庁テレフォンサービス☎212-2323

東京都衛生局夜間・休日案内所

夜間（午後5時～翌朝9時）☎216-4828

休日（午前9時～午後5時）☎216-4820

おしらせ

ご利用ください中小企業のための経営相談

区では、中小企業を経営するひとが、金融、経理、労務などの問題でお困りのとき、無料で相談に応じる経営相談を実施しています。

相談のお相手は、中小企業の経営について、豊富な専門的知識と資格のある、中小企業診断士などの経営コンサルタントです。

どうぞ、お気軽にご相談ください。

相談日 毎週月曜日から金曜日までの午前十時から午後四時まで

相談場所 区民部商工課

なお、相談窓口に直接相談にこられないひとのために、電話での相談も行っています。電話による相談も、月曜日から金曜日までの午前十時から午後四時までです。

専用電話 ☎264－〇一五一内線622

事業所統計調査にご協力ください

六月中旬↓下旬

第十二回事業所統計調査が、全国一斉に行われます。

この調査は「事業所の国勢調査」ともいわれ、日本中のすべての事務所、商店、工場、学校、病院など、日本中のすべての事業所が対象となります。

調査の内容は各事業所の活動状態を示す基本的な事項で、地域開発、都市計画、交通対策、公害対策などの行政施策に役立てます。

調査は六月十五日現在で実施し、六月中旬から下旬にかけて、調査員が各事業所を訪問します。

お忙しいところ恐縮ですが、調査にご協力ください。

調査についての問合せは、区民課統計調査係へどうぞ。

こども水泳教室

とき 七月七日(金)、八日(土)、九日(日)、十一日(火)、十二日(水) 午後三時から五時まで

ところ 区立総合体育館室内プール

募集人員 六十名（先着順）

対象 小学校三年生から六年生まで

資格 区内に住む健康なこどもで、毎回参加でき、全く泳げないか、十㍍程度しか泳げないひと

参加料 無料

申込み・問合せ 六月十五日(木)の午前九時から、社会教育課体育係と区立総合体育館管理事務所で受付けます。

なお、電話による申込みはできません。

老人福祉センター ことぶき学級

老人福祉センターでは、第七回ことぶき学級を開きます。

今回のテーマは、「暮しにさぐる―私達と現代文化―」です。

とき 六月十七日(土)、二十一日(水)、二十三日(金)、二十七日(火)、二十八日(水)、二十九日(木)、七月二日(日)、五日(水)の八日間 午後一時三十分から三時まで

ところ センター四階集会室（NHK放送センターの見学もします）

対象 六十歳以上の区民で、なるべく全期間出席できるひと

申込み 六月六日(火)から十三日(火)までに、直接もしくは電話で老人福祉センター☎265－三九八一に申込んでください

児童館だより

●富士見児童館

映画会 六月十四日(水) 午後三時から

「ジャックと豆の木」

人形劇 六月二十四日(土) 午後三時から

「トリオ・ザ・ドンキイ」その他ドンキイ劇場のおにいさん、おねえさんが、楽しい人形劇をみせてくれます。

●西神田児童館

こども市

六月二十四日(土) 午後二時からみんながつくった作品をお店に出し、児童館で発行するお金で売ったり買ったりします。今、お店をやってくれるおともだちを募集しています。

●神田児童館

映画会 六月十七日(土) 午後二時から

「あいぞうさん」「空とぶカバン」

ぬいぐるみ劇 六月二十四日(土) 午後二時から 劇団こころ座公演

「長靴をはいた猫」

区立総合体育館からのお知らせ

●6月の区民無料開放日

6月18日の第3日曜日です。

水泳・卓球・トランポリンなどで、暑い夏を乗り越える丈夫な体づくりにご利用ください。

●室内プール、6月～9月は個人利用

室内プールは、6月1日から9月30日まで、全日個人利用となります。

ただし、毎週月曜日と第3金曜日は、休館日です。

麹町こども会

幼児と小学生を対象に、六月二十二日(木) 午後二時三十分から三時三十分まで 番町区民会館区民集会室で

人形劇「狼さんのしっぽ」、うた、ゲームなどを行います。

町会だより

神田公園地区連合町会（4・21）
新会長 **吉田 実氏**
内神田一―四―十三☎292―八七八一
（旧会長 黒川英一氏）

錦町二丁目町会（1・5）
新会長 **伊藤哲治氏**
神田錦町二―九☎291―二八五七
（旧会長 中島豊治氏）

皇居内（4・1）
新会長 **郡司武夫氏**
宮内庁官房秘書課☎213―一一一一
（旧会長 吉田 允氏）

緑の羽根募金に 二十四万円

緑の羽根の募金運動が四月三十日まで行われ、二十三万九千三百八十円のお金が集まりました。

集まったお金は、学校や広場、公園などの緑化資金として使われます。

ご協力ありがとうございました。

保健所だより

麹町保健所　丸の内3-5-1
☎212-7814
麹町保健所分室　富士見2-2-14 森山ビル内
神田保健所　神田錦町3-10
☎291-3641

療育相談（予約制）

六月二十日(火)、七月十八日(火)の午後一時三十分から二時三十分まで　麹町保健所で

先天性股関節脱臼や斜頸など、身体に障害があったり、そのおそれのある乳幼児のために、専門医による無料相談と診察を行います。

希望するひとは、電話で麹町保健所予防課業務係へ申込みを。

食事療法の相談（予約制）

六月二十三日(金)の午前九時から午後四時まで　麹町保健所分室で

定員は五名（先着順）で、高血圧、糖尿病、心臓病などの食事について、無料で相談に応じます。

希望するひとは、電話で麹町保健所予防課業務係へ申込みを。

栄養教室（無料）

高血圧、糖尿病、心臓病などのひとと、その家族のひとを対象に行います。

とき・ところ

- 七月五日(水)　麹町保健所（高血圧症、動脈硬化症とその予防）
- 七月十二日(水)　麹町保健所分室（日常生活と看護）
- 七月十九日(水)　麹町保健所分室（食生活について）

時間は、いずれも午後一時三十分から三時三十分まで

定員は二十名（先着順）で無料。

希望するひとは、電話で麹町保健所予防課業務係へ申込みを。

女性教室（予約制）

七月五日(水)、十二日(水)、十九日(水)、二十六日(水)の午後六時から八時三十分まで　麹町保健所で

対象は、未婚または新婚の女性で、定員は五十名（先着順）です。

女性の体と病気、女性と法律、歯の衛生、食品衛生、遺伝、家族計画などについての講義と血液検査、歯科検診を行います。

希望するひとは、電話で麹町保健所予防課業務係へ申込みを。

胃の集団検診（無料）

七月十三日(木)と十四日(金)の午前九時、東京都がん検診センターで

対象は三十五歳以上の区民で、今年度受診していないひと、定員は六十名（先着順）です。

希望するひとは、はがきに住所、氏名、電話番号、生年月日と希望受診日（前回受けたひとは前回の受診年月日も）を記入し、七月一日(土)までに神田保健所予防課業務係まで申込みを。

肺機能検査（予約制）

大気汚染による呼吸器障害者の早期発見のために、無料で健康診断を行っています。

とき　毎週月曜日　午前九時から十時三十分まで

ところ　麹町保健所

検査項目は肺機能検査、エックス線検査、血圧測定、尿検査など。

希望するひとは、電話で麹町保健所予防課業務係へ申込みを。

風疹の抗体検査

とき　毎週月曜日の午前九時から十時三十分まで。

ところ　麹町保健所・神田保健所

対象は、妊娠五か月以内か妊娠を予定している区民です。

検査回数は、妊婦は二週間の間をおいて二回、その他は一回で、料金は一回につき六百四十円です。

日本脳炎の予防接種

麹町・神田保健所では、日本脳炎の予防接種（無料）を行います。

対象は原則として四歳児、五歳児、小学校四年生、中学校二年生で、保育園、幼稚園、小・中学校で受けられなかったひとです。

●麹町保健所

とき　六月十九日(月)、二十六日(月)、七月三日(月)、十日(月)、十七日(月)、二十四日(月)の午後一時三十分から三時まで

ところ　麹町保健所分室

●神田保健所

とき　七月十二日(水)、十九日(水)、二十六日(水)の午後一時三十分から三時まで

ところ　神田保健所

税金が戻ります
所得税の特別減税

所得税の特別減税が、昨年に引続きことしも実施されます。

還付される金額、還付方法は昨年と同じです。

●還付される金額

本人は六千円、控除対象配偶者と扶養親族は一人につき三千円。

ただし、五十二年分として納めた所得税（利子、配当などの源泉分離課税の所得税額は除く）の税額が、還付金額以下のときは、その税額までとなります。

●還付方法

サラリーマンの場合

ことしの六月一日現在、昨年と同じ会社に勤めているひとは、六月か七月ごろ、給与やボーナスと一緒に会社から還付されます。

確定申告をしたひと

事業所得者など確定申告をして納税したひとは、六月下旬に税務署から還付請求書を送りますので、その請求書に必要事項を記入して税務署に送り返してください。

折返し、還付金の支払通知書を送りますから郵便局で還付を受けてください。

その他

ことしの五月末までに退職したひとや、昨年退職し年末調整を受けていないひとは、税務署に還付の請求をしてください。

ただし、五十二年分の確定申告書を提出していないひとは、期限後の確定申告をしてから還付の請求をしてください。

くわしいことは税務署に問合せてください。

麹町税務署　☎294―四五五一
神田税務署　☎294―四八一一